

市民オンブズマン事務局行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条第1項の規定に基づき、市民オンブズマン事務局（以下「事務局」という。）の行財政改革を推進することを目的として、市民オンブズマン事務局行財政改革推進本部（以下「局本部」という。）を設置する。

2 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は事務局長を、副本部長は庶務を担当する担当課長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は、事務局の担当課長をもって充てる。

(会議)

第2条 局本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第3条 局本部会議の庶務は、事務局庶務担当において処理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、局本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。